６次産業化等を通じて新たな価値の創出に成功した取組について、成功の要因や今後の課題等を分析し、その結果を踏まえた現場の取組を促すとともに、農業者等によるこれらの施策の活用方法の明確化や施策の必要な見直しを行う。また、６次産業化等の取組をコーディネートする人材を育成するための取組を含め、農業者等を適時・的確にサポートする体制の充実等を図り、取組の更なる拡大、向上を推進する。

６次産業化等を地域ぐるみで推進するため、農業者と地方公共団体、食品産業、金融機関、試験研究機関等により構成する地域における連携の場等の設置、活用や地域の戦略等の策定を促進する。

このような取組に加えて、地域の農産物や食品のブランド化を図るため、地理的表示保護制度の活用等を促進する。

②　食品産業の競争力の強化

食品産業は、消費者ニーズに対応した食品を安定的に供給するという役割を担うとともに、国内農業とも深く結び付いた地域の主要産業の一つとして地方創生に欠かせない存在となっている。このため、輸入食品との競争が激化する中で、高齢化の進展や人口減少、女性の社会進出等による市場環境の変化に的確に対応し、引き続き食品産業がその役割を十分に発揮していくことができるよう、中小規模の事業者も含め食品産業全体の競争力の強化に向けた取組を促進する。

ア　新たな市場を創出するための環境づくり

食品産業事業者が、食をめぐる様々な環境変化等を的確に捉え、リスクの伴う新たな分野への進出等に積極的にチャレンジする取組を後押しする。

具体的には、今後市場の拡大が期待されている、介護食品や食を通じた健康管理を支援するサービスの分野について、医福食農連携による食品産業事業者等の参入を促す。このため、新しい介護食品（愛称：スマイルケア食）について、認知度向上に向けた取組や地域の農産物を活用しつつ、郷土料理も取り込んだ介護食品の開発等を推進する。また、食を通じた健康管理を支援するサービスについて、地域の農産物を活用した健康レシピメニュー、機能性食品等の開発及び普及とともに、食と健康に関わる様々なデータの収集、分析、活用等を推進する。

食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえたＪＡＳ規格等を検討し、制度化を図る。

イ　食品流通の効率化や高度化等

食品流通の各段階における効率化や機能の高度化等を推進する。

具体的には、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者との連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進する。また、青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進するとともに、農産物先物市場について、市場環境を整備する。

また、配送の共同化や取引の電子化等による、食品流通の各段階におけるコスト縮減や、多様な消費者や実需者のニーズに適切に対応した多元的な流通の展開等を推進する。

ウ　生産性向上等の取組

家族経営等の中小規模の事業者が多い食品産業における生産性向上や労働力確保等に向け、優良事例の共有化等を図る官民一体となった協議会の立ち上げや、ロボット技術の導入等の取組を推進する。また、地域の食品産業事業者が、そのニーズに応じた人材を確保するための教育機関等との連携を推進する。

エ　環境問題等の社会的な課題への対応

食品産業の持続的な発展に向け、環境問題への取組を始め社会的課題への対応のための取組を推進する。

具体的には、食品産業事業者による温室効果ガスの排出削減等の取組を進めるとともに、食品ロスの削減に向け、食品の流通過程における納品期限等に関する商慣習の見直しの促進や、消費者への普及啓発等を行う国民運動の展開を図る。また、食品産業事業者と農業者等との連携により食品廃棄物を飼料や肥料として再生利用する取組を促進する。

高齢化や人口減少等の影響により食料の入手が困難となっている消費者が存在する地域において、移動販売や宅配サービスの展開など、食品産業事業者等による地域の関係者等と連携した取組を推進する。

⑷　グローバルマーケットの戦略的な開拓

今後成長が見込まれる世界の食関連市場の獲得に向けて、成長著しいアジア諸国のみならず、より購買力の高い人口を多く擁する欧米の大市場も重視しつつ、日本の農林水産物・食品の輸出や、食品産業のグローバル展開を促進する。また、知的財産を戦略的に創造・活用・保護する取組を促進する。

①　官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進

ア　オールジャパンでの輸出促進体制の整備

これまでの輸出促進の取組は、産地単位や都道府県単位等の取組にとどまり、特定の国や時期に輸出が集中するなどの課題が生じていたことから、オールジャパンの輸出促進の司令塔である輸出戦略実行委員会において、品目別や品目横断的な課題への対応方向を検討するとともに、主要品目別に設立された輸出団体による輸出拡大の取組を関係府省等が連携して推進する。

具体的には、輸出戦略実行委員会において、品目別の輸出拡大に向けた取組の方向を示す輸出拡大方針を毎年作成し、検証を行うとともに、物流効率化などの品目横断的な課題に対する方策を検討する。また、品目別輸出団体が、国や日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）等の支援を受けつつ、当該品目のブランドの確立、産地間の連携、輸出先国の規制など業界共通の課題解決を図る取組などを推進する。

ＪＥＴＲＯにおける輸出関連の情報収集・発信等の機能や相談窓口としての機能を強化するとともに、海外見本市への出展や国内外での商談会の開催、専門家の設置等に加え、新たな海外市場において販売促進等を行うための拠点の設置など、輸出に取り組む事業者等のサポート体制の充実について、関係府省が連携して推進する。

イ　輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

輸出先国の規制等、輸出促進の阻害要因となっている課題を洗い出し、改善に向けた対応状況を明らかにした輸出環境課題レポートを毎年作成して公表し、輸出環境課題の解決に向けた取組を優先順位を付けながら計画的に推進する。

具体的には、輸出先となる国や事業者等から求められるＨＡＣＣＰ、ハラール（イスラム教の教義に基づいて処理、加工された食品等）、ＧＬＯＢＡＬＧ．Ａ．Ｐ．（欧州の流通小売の大手企業が策定した取引要件としてのＧＡＰ）等の認証取得を促進する。また、国際的な取引にも通用する、ＨＡＣＣＰをベースとした食品安全管理に関する規格・認証の仕組みやＧＡＰに関する規格・認証の仕組みの構築を推進する。

東電福島第一原発事故後に放射性物質に係る輸入規制を行っている国・地域に対し、政府一体となって、規制の緩和や撤廃に向けた働きかけを継続する。